

平成 31 年

第 1 回海老名市議会定例会

議 案 書

議事日程第1号（平成31年第1回海老名市議会定例会第1日）

平成31年2月25日（月）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第4号 | 海老名市職員公務災害等見舞金条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第5号 | 海老名市文化財保護条例の全部改正について |
| 日程第3 | 議案第6号 | 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第7号 | 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第8号 | 海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第9号 | 海老名市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第10号 | 海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び海老名市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第11号 | 海老名市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第12号 | 海老名市立高齢者生きがい会館設置条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第13号 | 海老名市企業立地促進条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第14号 | 海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第15号 | 海老名市海老名駅自由通路設置条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第16号 | 海老名市保健相談センター設置条例の廃止について |
| 日程第14 | 議案第17号 | 海老名市リサイクルプラザ条例の廃止について |

- 日程第 1 5 議案第 1 8 号 海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例の廃止
について
- 日程第 1 6 議案第 1 9 号 海老名市史編さん審議会条例の廃止について
- 日程第 1 7 議案第 2 0 号 市道の路線廃止について（市道 2 0 9 1 号線ほか 1 4 路
線）
- 日程第 1 8 議案第 2 1 号 市道の路線認定について（市道 2 7 4 7 号線ほか 1 3 路
線）
- 日程第 1 9 議案第 2 2 号 海老名市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれ
らに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同
意を求めることについて
- 日程第 2 0 議案第 2 3 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 1 議案第 2 4 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 2 議案第 2 5 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 4 議案第 2 7 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について

- 日程第 28 議案第 31 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 29 議案第 32 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 30 議案第 33 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 31 議案第 34 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 32 議案第 35 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 33 議案第 36 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 34 議案第 37 号 平成 30 年度海老名市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 35 議案第 38 号 平成 30 年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予
算（第 4 号）
- 日程第 36 議案第 39 号 平成 30 年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（
第 4 号）
- 日程第 37 議案第 40 号 平成 31 年度海老名市一般会計予算
- 日程第 38 議案第 41 号 平成 31 年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 42 号 平成 31 年度海老名市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 43 号 平成 31 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 41 議案第 44 号 平成 31 年度海老名市公共下水道事業会計予算

議案第 4 号

海老名市職員公務災害等見舞金条例の制定について

海老名市職員公務災害等見舞金条例を別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に支給する公務災害等見舞金について定めたいため

海老名市職員公務災害等見舞金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、職員又はその遺族に支給する公務災害等見舞金（以下「見舞金」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例で「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「災害補償法」という。）第2条第1項に規定する職員
- (2) 海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第27号）第2条に規定する職員
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける職員
- (4) 海老名市消防団員等公務災害補償条例（平成28年条例第12号）第1条に規定する非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者
- (5) 海老名市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第9号）第1条に規定する海老名市立小学校及び中学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

(見舞金の種類)

第3条 見舞金の種類は、死亡見舞金、障害見舞金及び傷病見舞金とする。

(死亡見舞金)

第4条 死亡見舞金は、職員が公務上又は通勤により死亡した場合に当該職員の遺族に支給する。

- 2 死亡見舞金の額は、公務上死亡した場合は3,000万円とし、通勤により死亡した場合は1,500万円とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 死亡見舞金を受け取ることができる遺族の範囲及び順位は、災害補償法第37条及び第38条第2項の規定の例による。

(障害見舞金)

第6条 障害見舞金は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治った場合で災害補償法第29条第2項に定める程度の障害が存するときに当該職員に支給する。

2 障害見舞金の額は、3,000万円以下とし、前項の障害の程度に応じて、別表に定める額とする。

(傷病見舞金)

第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養を要する場合には、当該職員に傷病見舞金を支給する。

2 傷病見舞金の額は、10万円以下とし、療養の程度に応じて規則で定める額とする。

(災害及び障害の等級の認定)

第8条 この条例による公務上の災害又は通勤による災害の認定及び障害等級の認定については、当該職員に適用される第2条各号に規定する法律又は条例により認定されるところによる。

(見舞金の支給制限)

第9条 職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当する支給金の支給を受けるときは、この条例による死亡見舞金又は障害見舞金の額から、当該支給を受ける金額を差し引いた額を支給する。

(1) 地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第38条第1項第10号の規定による障害特別支給金又は同項第11号の規定による遺族特別支給金

(2) 海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和49年規則第5号）第17条第1項第10号の規定による障害特別支給金又は同項第11号の規定による遺族特別支給金

- (3) 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第2条第2号の規定による障害特別支給金又は同条第3号による遺族特別支給金
- (4) 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第8条第1項に規定する業務方法書又は業務規程に基づき支給される障害特別支給金又は遺族特別支給金

- 2 職員が公務上の災害を受けた場合において、海老名市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例（昭和44年条例第28号）の規定により賞慰金を授与される時は、この条例による見舞金は支給しない。ただし、当該賞慰金がこの条例による死亡見舞金又は障害見舞金の額に満たない場合は、この条例による死亡見舞金又は障害見舞金の額から当該賞慰金の額を差し引いた額を支給する。
- 3 公務上の災害又は通勤による災害を受けた者に当該災害を受けたことについて故意又は重大な過失がある場合その他見舞金を支給することが不相当と認める場合には、見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

（審査会）

第10条 前条に規定する見舞金の支給制限を審査するため、海老名市職員公務災害等見舞金審査会を置く。

（委任）

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に第2条各号に規定する法律又は条例による認定を受けた災害について適用する。

別表（第6条関係）

障害見舞金の額

障害等級	金額	
	公務上の災害	通勤による災害
1級	3,000万円	1,500万円
2級	2,700万円	1,350万円
3級	2,400万円	1,200万円
4級	2,100万円	1,050万円
5級	1,800万円	900万円
6級	1,500万円	750万円
7級	1,200万円	600万円
8級	1,050万円	525万円
9級	900万円	450万円
10級	750万円	375万円
11級	600万円	300万円
12級	450万円	225万円
13級	300万円	150万円
14級	150万円	75万円

議案第 5 号

海老名市文化財保護条例の全部改正について

海老名市文化財保護条例を別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

文化財保護の枠組みを見直し、積極的に文化財の保存及び活用を図りたいため

海老名市文化財保護条例

海老名市文化財保護条例（昭和38年条例第18号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 文化財の指定及び登録（第5条—第8条）
- 第3章 文化財の保存及び管理（第9条—第20条）
- 第4章 埋蔵文化財（第21条・第22条）
- 第5章 文化財の活用（第23条—第27条）
- 第6章 文化財保護審議会（第28条—第32条）
- 第7章 補則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、海老名市（以下「市」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）文化財 有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。
- （2）有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をな

してその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。

(3) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。

(4) 民俗文化財 次に掲げるものをいう。

ア 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術で、生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「無形民俗文化財」という。)

イ 無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「有形民俗文化財」という。)

(5) 記念物 次に掲げるものをいう。

ア 貝塚、古墳、城館跡、社寺跡、集落跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの

イ 庭園、湧泉その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの

ウ 動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの

(6) 埋蔵文化財 土地に埋蔵されている文化財をいう。

(市の責務)

第3条 市は、文化財が郷土の歴史、文化又は自然を理解するため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上、発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 海老名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、文化財の調査、その保存及び活用に関する情報の提供、市民等の自主的な活動の支援、その他の文化財の保存及び活用に関する施策を推進するよう努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、文化財の所有者その他の関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保存及び活用と他の公益との

調整に留意しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等（市内に住所を有する者、市内に土地を有する者又は市内で事業を行う者をいう。以下同じ。）は、市及び教育委員会がこの条例の目的を達成するために行う措置に協力するよう努めなければならない。

2 文化財の所有者及びその他の関係者は、文化財が市民にとって貴重な財産であることを認識し、これを公共のために適切に保存するとともに、これを公開するなどその活用に努めなければならない。

第2章 文化財の指定及び登録

(指定)

第5条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（法又は神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けたものを除く。）のうち、市の歴史及び文化を知る上で重要であり、市にとって歴史上、芸術上、学術上又は観賞上価値が高いものその他教育委員会が特に重要と認めるものを次に掲げる海老名市指定重要文化財（以下「市指定重要文化財」という。）に指定することができる。

- (1) 海老名市指定重要有形文化財 第2条第2号に該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定重要有形文化財」という。）
- (2) 海老名市指定重要無形文化財 第2条第3号に該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定重要無形文化財」という。）
- (3) 海老名市指定重要無形民俗文化財 第2条第4号アに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定重要無形民俗文化財」という。）
- (4) 海老名市指定重要有形民俗文化財 第2条第4号イに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定重要有形民俗文化財」という。）
- (5) 海老名市指定史跡 第2条第5号アに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定史跡」という。）
- (6) 海老名市指定名勝 第2条第5号イに該当するもののうち教育委員会が指定

したもの（以下「市指定名勝」という。）

(7) 海老名市指定天然記念物 第2条第5号ウに該当するもののうち教育委員会
が指定したもの（以下「市指定天然記念物」という。）

- 2 教育委員会は、市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝及び市指定天然記念物（以下「市指定重要有形文化財等」という。）を指定するときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財、有形民俗文化財及び記念物の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。
- 3 教育委員会は、市指定重要無形文化財及び市指定重要無形民俗文化財（以下「市指定重要無形文化財等」という。）を指定するに当たっては、当該文化財の保持者又は保持団体（無形文化財又は無形民俗文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下「保持者等」という。）を認定しなければならない。
- 4 前項の規定により市指定重要無形文化財等の保持者等を認定するときは、あらかじめ認定しようとする無形文化財又は無形民俗文化財の保持者等（保持団体にあつては、その代表者）の同意を得なければならない。
- 5 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の指定をした後においても、当該市指定重要無形文化財等の保持者等として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者等として追加認定することができる。
- 6 第4項の規定は、前項の規定による追加認定について準用する。
- 7 教育委員会は、第1項の規定による指定、第3項の規定による認定又は第5項の規定による追加認定をしたときは、市指定重要有形文化財等にあつてはその所有者に指定書を、市指定重要無形文化財等にあつてはその保持者等に認定書を交付するものとする。

（告示等）

第6条 前条の規定による指定及び認定は、その旨を告示するとともに、市指定重要有形文化財等にあつては当該市指定重要有形文化財等の所有者等に、市指定重要無

形文化財等にあつては当該市指定重要無形文化財等の保持者等として認定しようとする者（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行ふ。ただし、前条第2項ただし書によるときは、告示のみを行ふものとする。

2 前条の規定による指定及び認定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

（登録）

第7条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（法、県条例又は第5条の規定による指定を受けたものを除く。）のうち、市の歴史及び文化を知る上で必要であり、教育委員会が保存及び活用のための措置が必要と認めるものを次に掲げる海老名市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として登録するものとする。

（1）海老名市登録有形文化財 第2条第2号に該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「市登録有形文化財」という。）

（2）海老名市登録無形文化財 第2条第3号に該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「市登録無形文化財」という。）

（3）海老名市登録無形民俗文化財 第2条第4号アに該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「市登録無形民俗文化財」という。）

（4）海老名市登録有形民俗文化財 第2条第4号イに該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「市登録有形民俗文化財」という。）

（5）海老名市登録史跡 第2条第5号アに該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「市登録史跡」という。）

（6）海老名市登録名勝 第2条第5号イに該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「市登録名勝」という。）

（7）海老名市登録天然記念物 第2条第5号ウに該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「市登録天然記念物」という。）

2 第5条第2項から第7項まで及び前条の規定は、前項の規定による文化財の登録について準用する。この場合において、第5条第7項の規定中「指定書」とあるのは「登録書」と読み替えるものとする。

(指定等の解除等)

第8条 教育委員会は、市指定重要文化財又は市登録文化財がその価値を失ったときその他特別の理由があるときは、その指定の解除又は登録の抹消をすることができる。

2 教育委員会は、市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財若しくは市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形文化財等」という。）の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められるときその他特別の理由があるときは、その認定を解除することができる。

3 市指定重要文化財が法又は県条例の規定による指定を受けたときは、当該市指定重要文化財の指定は、解除されたものとする。

4 市登録文化財が法、県条例若しくはこの条例の規定による指定を受けたとき又は法の規定による登録を受けたときは、当該市登録文化財の登録は、抹消されたものとする。

5 第1項の規定による指定の解除又は登録の抹消、第2項の規定による認定の解除、第3項の規定による指定の解除及び前項の規定による登録の抹消の告示等については、第6条の規定を準用する。

6 前項で準用する第6条第1項の規定による指定の解除又は登録の抹消の通知を受けた者は、速やかに指定書、認定書又は登録書を教育委員会に返納しなければならない。

7 市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者が死亡したとき又はその保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）は、当該保持者等の認定は解除されたものとし、その保持者のすべてが死亡したとき又はその保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定重要無形文化財等の指定は解除され、市登録無形文化財等の登録は抹消されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

第3章 文化財の保存及び管理

(所有者の管理義務及び管理責任者の選任)

第9条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財、市登録有形民俗文化財、市登録史跡、市登録名勝若しくは市登録天然記念物（以下「市登録有形文化財等」という。）の所有者等は、この条例に従い、当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等を管理しなければならない。

2 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者は、文化財の適切な管理のため必要があるときは、専ら自己に代わり当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任したときも同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者の変更等の届出)

第10条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者又は権原に基づく占有者が変更したときは、所有者又は新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、毀損等の届出)

第11条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者（管理責任者があるときは、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の場所の変更等の届出)

第12条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者（管理責任者があるときは、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 市指定史跡、市指定名勝若しくは市指定天然記念物の指定又は市登録史跡、市登録名勝若しくは市登録天然記念物の登録の所在地、地目又は地積に異動があったときは、当該土地の所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（保持者の氏名変更等の届出）

第13条 市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者が氏名若しくは住所を変更したとき又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、又は解散したときは、保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（管理、修理又は保存に関する勧告等）

第14条 教育委員会は、市指定重要有形文化財等の管理が適当でないため当該市指定重要有形文化財等が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを盗み取られるおそれがあると認めるときは、市指定重要有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、その管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定重要有形文化財等が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、市指定重要有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の保持者等に対し、その保存のため必要

な助言又は勧告をすることができる。

(補助金の交付)

第15条 市指定重要有形文化財等の管理、修理又は復旧のために多額の費用を要し、市指定重要有形文化財等の所有者又は管理責任者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理責任者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 市は、市指定重要無形文化財等の保持者等に対し、その保存に要する費用の一部に充てさせるため、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

3 教育委員会は、前2項の規定による補助金を交付する場合には、その補助の条件として管理、修理、復旧又は保存に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理、修理、復旧又は保存について指揮監督することができる。

(現状変更等の制限)

第16条 市指定重要有形文化財等に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を行おうとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については教育委員会規則で定める維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置をとるとき及び保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微であるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、条件として現状変更等に関し必要な指示をすることができる。

3 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、当該許可に係る現状変更等の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

(現状変更等の届出)

第17条 市登録有形文化財等に関し現状変更等を行おうとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状変更等に関し

指示をすることができる。

(修理の届出)

第18条 市指定重要有形文化財等を修理しようとするときは、所有者又は管理責任者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第15条第1項若しくは第2項の規定による補助金の交付又は第16条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(報告及び調査)

第19条 教育委員会は、必要があるときは、市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の現状、管理、修理又は復旧の状況について報告を求め、及び所有者等又は管理責任者の同意を得て立入調査を行うことができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第20条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者又は管理責任者を変更したときは、新所有者又は新管理責任者は、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者又は旧管理責任者の権利義務を承継する。

2 前項の場合において、旧所有者は、新所有者に対して当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の引き渡しと同時にその指定書又は登録書を引き渡さなければならない。

第4章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財の保護への協力)

第21条 市民等は、埋蔵文化財の現況調査、発掘調査の実施等、教育委員会が埋蔵文化財の保護上必要があると認める措置に協力するよう努めなければならない。

(土木工事等に係る埋蔵文化財に関する照会、協議等)

第22条 教育委員会は、市の区域内において、土木工事その他埋蔵文化財の調査以

外の目的で土地の掘削等を行おうとする者から埋蔵文化財に関する照会があった場合は、その取扱いについて回答するものとする。

- 2 教育委員会は、法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出又は法第94条第1項の規定による通知で、県条例及び神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則（昭和51年神奈川県教育委員会規則第14号）の規定により市が処理することとされた届出又は通知を受理したときは、当該届出又は通知に係る埋蔵文化財の現況を調査（試掘調査を含む。以下「現況調査」という。）し、並びに当該埋蔵文化財の取扱い及び事業計画等について、当該届出をした者又は通知をした者と協議を行うものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合には、同項に規定する届出又は通知を受理する前に、現況調査を行うことができる。

第5章 文化財の活用

（教育委員会による活用）

第23条 教育委員会は、法、県条例又はこの条例の規定により指定又は登録を受けた文化財の所有者等若しくは管理責任者又は保持者等の同意を得た上で、その活用に努めるものとする。

（勧告に基づく公開）

第24条 教育委員会は、市指定重要有形文化財等の所有者等又は管理責任者に対し、教育委員会が行う公開の用に供するため、当該市指定重要有形文化財等の出品又は公開を勧告することができる。この場合において、出品又は公開の期間は、教育委員会と所有者等又は管理責任者との合意に基づく期間とする。

- 2 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の保持者等に対し、教育委員会が行う公開の用に供するため、当該市指定重要無形文化財等の公開を勧告することができる。この場合において、公開の期間は、教育委員会と保持者等との合意に基づく期間とする。
- 3 教育委員会は、市指定重要有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、3月以内の期限を限って、当該市指定重要有形文化財等の公開を勧告することができる。

- 4 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の保持者等に対し、当該市指定重要無形文化財等の公開を勧告することができる。
- 5 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。
- 6 教育委員会は、第1項の規定により市指定重要有形文化財等が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定重要有形文化財等の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 7 教育委員会は、第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定重要有形文化財等の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。
- 8 第3項の規定による公開の場合を除き、市指定重要有形文化財等の所在の場所を変更してこれを公開の用に供するため第12条第1項の規定による届出があった場合は、前項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第25条 教育委員会は、文化財を活用する上で必要があると認める場合は、文化財の所有者等の同意を得て、標識、説明板その他の施設を設置することができる。

(学習機会の提供)

第26条 教育委員会は、市民が文化財に親しみ、文化財についての理解及び関心を深めることができるように、学習の機会の提供に努めるものとする。

(人材等の育成)

第27条 教育委員会は、地域で文化財を継承していく環境づくりを目指すため、文化財の保存及び活用の実践的な活動をする人材及び団体の育成に努めるものとする。

第6章 文化財保護審議会

(設置等)

第28条 文化財の適切な保存及び活用を図るため、法第190条第1項の規定に基づき教育委員会に海老名市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項

について調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議することができる。

3 教育委員会は、次に掲げる事項について、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 法第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画の作成
- (2) 市指定重要文化財の指定及びその解除
- (3) 市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者等の認定及びその解除
- (4) 市登録文化財の登録及びその抹消
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関する重要な事項

4 前項の規定にかかわらず、第8条第3項又は第7項の規定に該当するときは、審議会への諮問を要しない。

(組織)

第29条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、文化財に関し識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 特別の事項を調査審議するため、必要があると認めるときは、教育委員会の委嘱により、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議の終了までとする。

(審議会の会議等)

第30条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数の出

席がなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第31条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第32条 審議会は、専門的事項を調査研究するため、部会を置くことができる。

- 2 部会には必要に応じ、教育委員会の委嘱により、文化財の専門的事項に識見を有する専門委員を置くことができる。

- 3 部会の構成は、委員1名以上及び専門委員とし、部会長は委員の中から選出する。

- 4 部会長は、部会を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

- 5 部会は、部会の構成員となる委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 6 部会長は、部会の調査研究結果等を審議会に報告する。

- 7 専門委員の任期は、委員の任期を超えない期間とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 補則

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の海老名市文化財保護条例（次

項において「改正前の条例」という。) 第3条の規定により、次の表の左欄に掲げる種別に指定されている文化財は、この条例による改正後の海老名市文化財保護条例(次項において「改正後の条例」という。) 第5条の規定により、それぞれ同表の右欄に掲げる文化財として指定されたものとみなす。

指定重要文化財	市指定重要有形文化財 市指定重要無形文化財 市指定重要無形民俗文化財 市指定重要有形民俗文化財
指定史跡名勝天然記念物	市指定史跡 市指定名勝 市指定天然記念物

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第13条第3項の規定により委嘱されている海老名市文化財保護委員は、改正後の条例第29条第1項の規定により委嘱された海老名市文化財保護審議会委員とみなす。

(海老名市文化財保存整備委員会条例の廃止)

- 4 海老名市文化財保存整備委員会条例(平成16年条例第4号)は、廃止する。

議案第 6 号

海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

時間外勤務命令の上限の設定等に係る措置を講じたいため

海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条の4第2項及び第3項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を次のように改める。

第17条の表第9条の部中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

議案第 7 号

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

文化財保護審議会委員の報酬額を設定し、社会教育指導員の報酬額を改定し、及び
文化財保護委員等の報酬額を削除したいため

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2中、学校施設再整備計画策定検討委員会委員の項を削り、社会教育指導員の項を次のように改める。

社会教育指導員	月 額	102,000
---------	-----	---------

別表第2中、文化財保護委員の項から市史編集委員の項までを削り、青少年指導嘱託員の項の次に次のように加える。

文化財保護審議会委員（臨時委員及び専門委員を含む。）	日 額	8,700。ただし、大学教授若しくは准教授又はこれに類する職にある者については、6,000を加算する。
----------------------------	-----	---

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、学校施設再整備計画策定検討委員会委員の項及び文化財保護委員の項から市史編集委員の項までを削る改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

災害対策業務手当について定めたいため

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(9) 災害対策業務手当

第10条中「次の業務に従事したとき」を「高さ10メートル以上の足場の不安定な高所、地下10メートル以上の深所又は河川等の水中において行う検査、監督、作業等の業務に従事したとき」に改め、同条各号を削る。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(災害対策業務手当)

第11条 災害対策業務手当は、職員が次の業務に従事したときに支給する。

- (1) 海老名市災害対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づく、海老名市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより設置する災害対策本部）又は海老名市災害警戒本部（地域防災計画の定めるところにより設置する災害警戒本部）が設置された場合に本部長の命を受けて行う避難所の開設及び運営業務
- (2) 災害等が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う作業等
- (3) 緊急車両の運転

別表中「（第11条関係）」を「（第12条関係）」に改め、同表に次のように加える。

災害対策業務手当	(1) 第11条第1号の業務	1回	1,000
	(2) 第11条第2号の業務	日額	300
	(3) 第11条第3号の業務	1回	200

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 9 号

海老名市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正に
ついて

海老名市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

行政財産の目的外使用を競争入札等に付して許可した場合における使用料について
定めたいため

海老名市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正
する条例

海老名市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和47年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 土地又は建物の使用を競争入札等に付して許可した場合に係る使用料は、第4条及び前条の規定にかかわらず、当該競争入札等の落札金額等とすることができる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第10号

海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び海老名市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正について

海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び海老名市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年2月25日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

住民基本台帳カード又は個人番号カードに印鑑登録証明書等の発行サービス機能を付加した場合における代理人による同機能の廃止手続について定めたいため

海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び海老名市個人番号
カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

(海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成19年条例第9号）
の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、住基カードにサービスを受けるために必要な機能
及び情報を記録された者が同項の規定による申請を自ら行うことができないとき
は、代理人により当該申請を行うことができる。

(海老名市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市個人番号カードの利用に関する条例（平成27年条例第53号）の
一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、個人番号カードにサービスを受けるために必要な
機能及び情報を記録された者が同項の規定による申請を自ら行うことができない
ときは、代理人により当該申請を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 号

海老名市介護保険条例の一部改正について

海老名市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

介護認定審査会の委員を増員し、要介護認定及び要支援認定申請者の増加に対応するため

海老名市介護保険条例の一部を改正する条例

海老名市介護保険条例（平成12年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「18人以内」を「24人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

海老名市立高齢者生きがい会館設置条例の一部改正について

海老名市立高齢者生きがい会館設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市立第二高齢者生きがい会館を設置したいため

海老名市立高齢者生きがい会館設置条例の一部を改正する条例

海老名市立高齢者生きがい会館設置条例（平成18年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「海老名市立高齢者生きがい会館」を「海老名市立第一高齢者生きがい会館及び海老名市立第二高齢者生きがい会館」に改める。

第2条第2項の表中「海老名市立高齢者生きがい会館」を「海老名市立第一高齢者生きがい会館」に改め、同表に次のように加える。

海老名市立第二高齢者生きがい会館	海老名市杉久保北二丁目1番10号
------------------	------------------

第6条中「設置目的以外の目的で使用しようとする者は、別表」を「設置目的以外の目的で別表に掲げる施設を使用しようとする者は、同表」に改める。

別表中「海老名市立高齢者生きがい会館」を「海老名市立第一高齢者生きがい会館」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 13 号

海老名市企業立地促進条例の一部改正について

海老名市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

条例の効力の期限を延長し、市内に立地する企業への奨励措置を継続して行いたい
ため

海老名市企業立地促進条例の一部を改正する条例

海老名市企業立地促進条例（平成19年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「100分の6.05」を「100分の4.2」に改め、同項第2号中「12.1分の1.2」とあるのは「6.05分の0.6」と、「12.1分の2.4」とあるのは「6.05分の1.2」を「8.4分の1.2」とあるのは「4.2分の0.6」と、「8.4分の2.4」とあるのは「4.2分の1.2」に改める。

第5条に次の2項を加える。

- 4 認定企業は、市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。
 - 5 認定企業は、事業活動に伴って生ずる環境への負荷の軽減及び公害の防止のために必要な措置を講じ、周辺住民の生活環境等に十分配慮するとともに、市が行う環境への負荷の軽減及び公害の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項第1号及び第2号の改正規定は平成31年10月1日から、附則の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条第3項第1号及び第2号の規定は、平成31年10月1日以後に開始される事業年度の法人の市民税について適用し、同日前に開始される事業年度の法人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 1 4 号

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正
について

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

学校教育法の改正に伴い、一般廃棄物処理施設に配置される技術管理者の資格要件
に専門職大学前期課程修了者を追加したいため

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第30条第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第15号

海老名市海老名駅自由通路設置条例の一部改正について

海老名市海老名駅自由通路設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年2月25日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

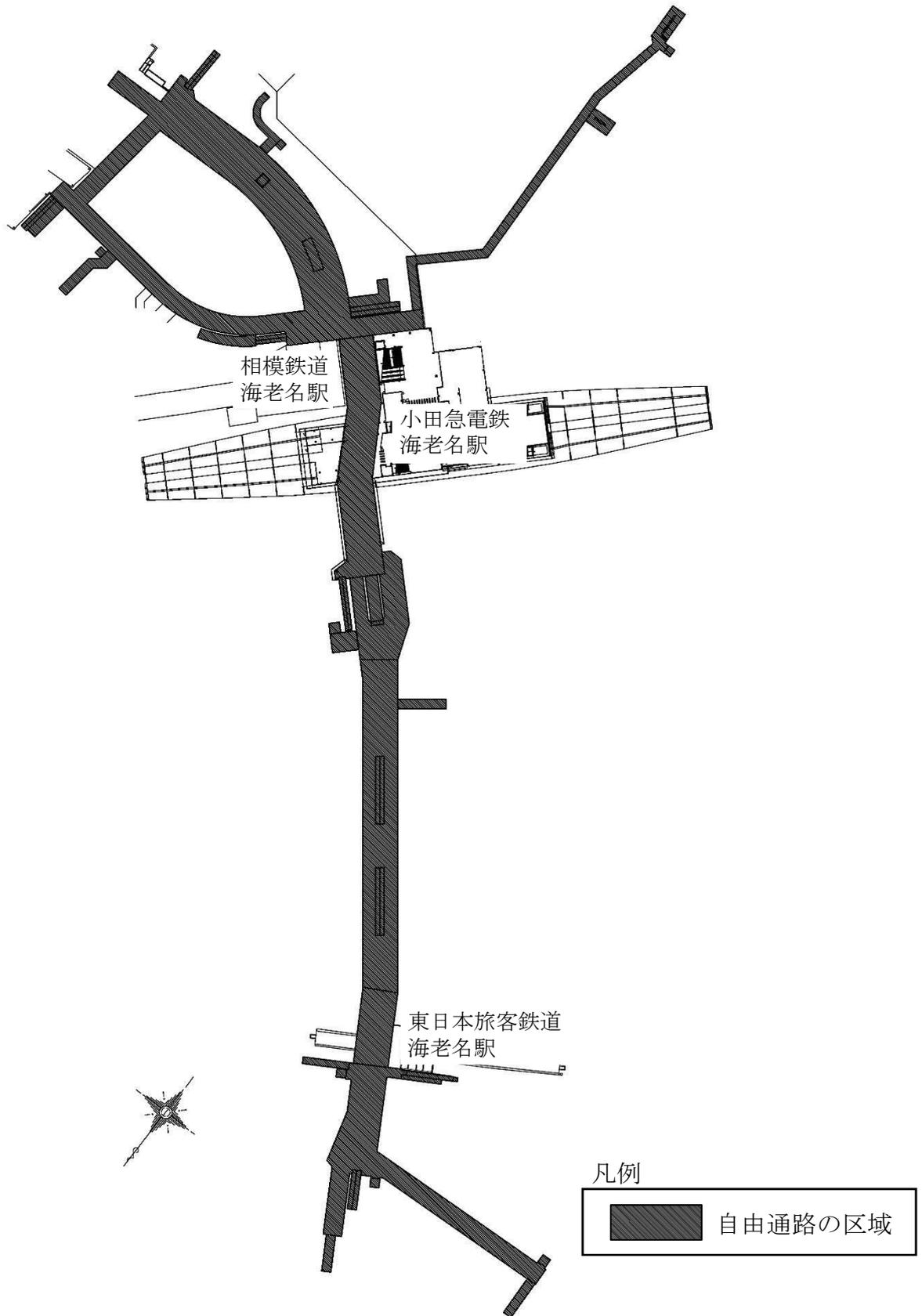
海老名駅自由通路の昇降施設の整備及び既存施設の撤去に伴い、区域を変更したい
ため

海老名市海老名駅自由通路設置条例の一部を改正する条例

海老名市海老名駅自由通路設置条例（平成21年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別図を次のように改める。

海老名駅自由通路平面図



附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第16号

海老名市保健相談センター設置条例の廃止について

海老名市保健相談センター設置条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成31年2月25日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

海老名市保健相談センターを廃止したいため

海老名市保健相談センター設置条例を廃止する条例

海老名市保健相談センター設置条例（平成3年条例第32号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 17 号

海老名市リサイクルプラザ条例の廃止について

海老名市リサイクルプラザ条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市リサイクルプラザを廃止したいため

海老名市リサイクルプラザ条例を廃止する条例

海老名市リサイクルプラザ条例（平成17年条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第18号

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例の廃止について

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成31年2月25日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

海老名市学校施設再整備計画の策定により、委員会の設置目的が達成されたため

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例を廃止する条例

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例（平成29年条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

海老名市史編さん審議会条例の廃止について

海老名市史編さん審議会条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成31年2月25日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

市史編さん事業が終了し、審議会の設置目的が達成されたため

海老名市史編さん審議会条例を廃止する条例

海老名市史編さん審議会条例（昭和62年条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

市道の路線廃止について（市道 2091 号線ほか 14 路線）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、別紙の市道の路線を廃止する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

新東名高速道路建設等に伴う路線の整理のため

市道の路線廃止

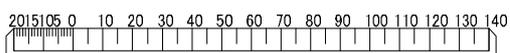
図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	2091	中新田三丁目3082番3地先 }	3.05 }	30.13
		中新田五丁目3100番8地先	5.62	
2	477	中新田五丁目1486番1地先 }	1.70 }	34.60
		中新田五丁目1484番地先	3.00	
	478	中新田五丁目1479番3地先 }	2.70 }	66.30
		中新田五丁目1472番地先	2.70	
	480	中新田五丁目1460番1地先 }	2.30 }	176.90
		中新田五丁目1447番地先	2.30	
	481	中新田五丁目1425番1地先 }	2.00 }	211.70
		中新田五丁目1413番地先	2.50	
	2373	中新田五丁目3043番1地先 }	4.50 }	42.10
		中新田五丁目3045番地先	10.60	
3	47	門沢橋字跡堀632番6地先 }	3.70 }	1039.30
		門沢橋五丁目929番11地先	17.40	
	586	中野一丁目411番1地先 }	3.20 }	390.40
		門沢橋字跡堀713番1地先	10.00	
	590	門沢橋字跡堀1847番1地先 }	3.50 }	322.20
		門沢橋二丁目621番13地先	9.22	
	593	門沢橋字新田1348番地先 }	1.80 }	329.50
		門沢橋二丁目747番6地先	5.60	
	594	門沢橋二丁目708番1地先 }	3.96 }	134.30
		門沢橋字八幡748番地先	14.00	
600	門沢橋二丁目878番4地先 }	2.50 }	635.71	
	門沢橋字新田1399番地先	9.10		
602	門沢橋二丁目785番4地先 }	3.20 }	390.40	
	門沢橋字新田1208番地先	10.00		
988	中野字雪里594番11地先 }	3.63 }	353.40	
	門沢橋字跡堀1832番2地先	9.64		
2713	門沢橋字新田1428番2地先 }	5.28 }	565.51	
	門沢橋字新田1198番2地先	10.91		

案内図

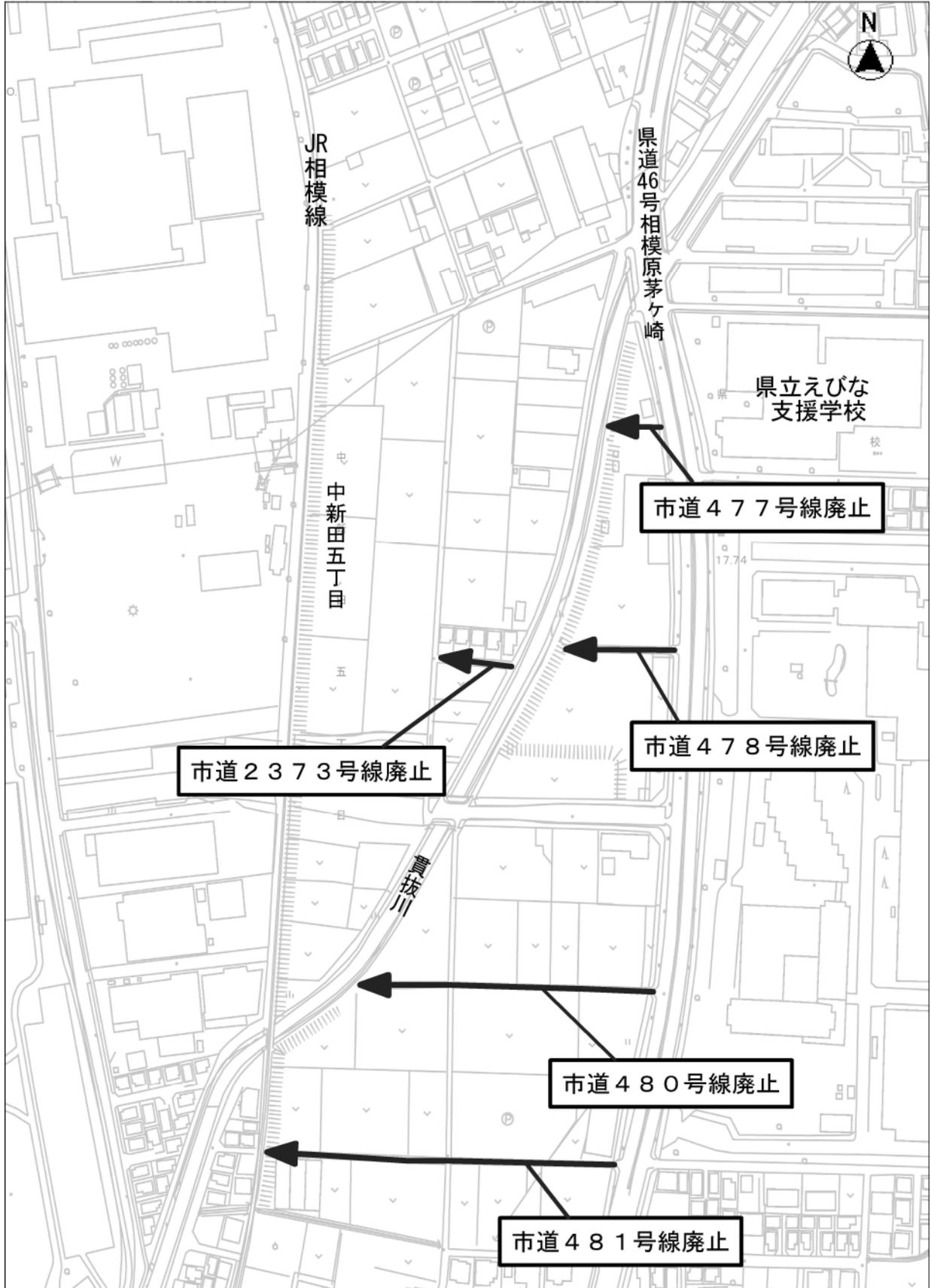
図No.1



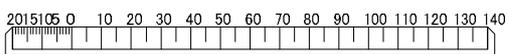
縮尺 1 : 2500



案内図



縮尺 1 : 2500



案内図

図No.3



縮尺 1 : 5000



議案第 2 1 号

市道の路線認定について（市道 2 7 4 7 号線ほか 1 3 路線）

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙の市道の路線を認定する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

新東名高速道路建設等に伴う路線の整理及び開発行為の帰属に伴う路線の認定のため

市道の路線認定

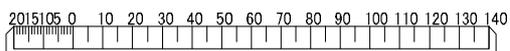
図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	2747	上今泉四丁目841番115地先	4.40	33.11
		上今泉四丁目841番111地先	10.00	
2	2748	河原口三丁目791番2地先	4.50	34.65
		河原口三丁目791番5地先	16.94	
3	2091	中新田三丁目3082番3地先	3.88	17.82
		中新田三丁目3083番4地先	8.37	
4	2749	杉久保北五丁目2348番11地先	4.50	56.68
		杉久保北五丁目2347番9地先	10.63	
5	47	門沢橋字跡堀632番3地先	3.70	978.88
		門沢橋五丁目929番11地先	17.40	
	586	中野一丁目411番1地先	4.03	81.06
		中野一丁目578番1地先	9.04	
	590	門沢橋字跡堀707番2地先	4.98	297.20
		門沢橋二丁目621番13地先	9.22	
	593	門沢橋二丁目753番4地先	1.80	81.51
		門沢橋二丁目747番6地先	3.50	
	594	門沢橋二丁目708番1地先	4.64	57.35
		門沢橋二丁目747番1地先	9.36	
	600	門沢橋二丁目878番4地先	3.40	456.89
		門沢橋字新田1363番1地先	9.10	
602	門沢橋二丁目785番4地先	4.50	575.70	
	門沢橋字跡堀688番2地先	10.00		
2713	門沢橋字新田1330番2地先	4.00	818.27	
	門沢橋字新田1198番2地先	10.91		
2750	中野字月之浦581番1地先	4.00	429.56	
	門沢橋字跡堀639番3地先	7.82		
2751	門沢橋二丁目1409番1地先	4.00	33.50	
	門沢橋字新田1390番地先	5.00		

案内図

図No.1



縮尺 1 : 2500

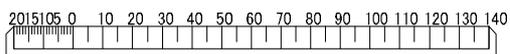


案内図

図No.2



縮尺 1 : 2500

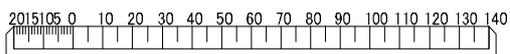


案内図

図No.3

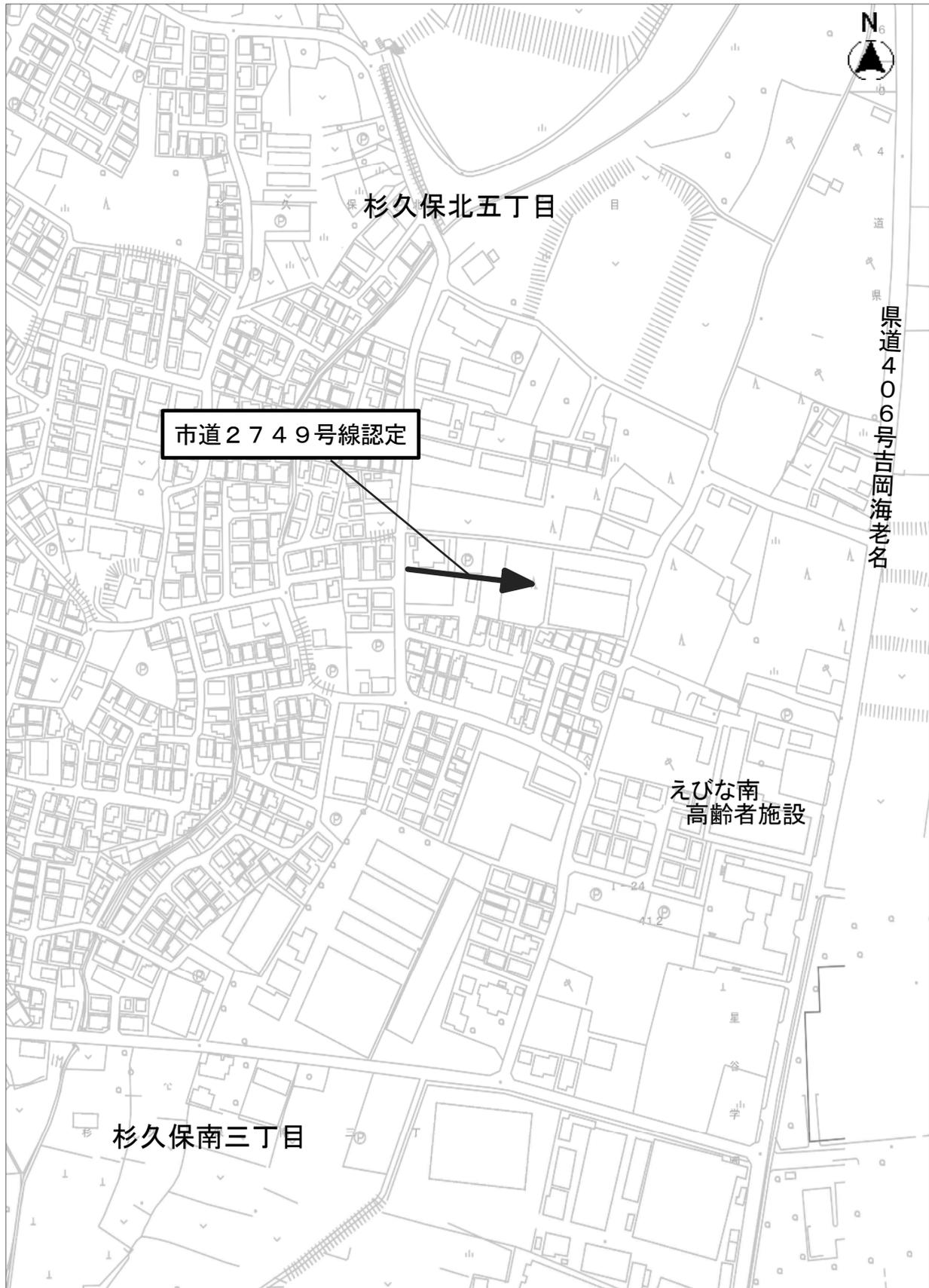


縮尺 1 : 2500



案内図

図No.4



案内図



縮尺 1 : 5000



議案第 2 2 号

海老名市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、海老名市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、議会の同意を求める。

平成31年2月25日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の同意を得た上、海老名市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいため

議案第 23 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市下今泉一丁目 4 番 26 号

氏 名 市 川 和 美

生年月日 昭和 37 年 5 月 10 日

提案理由

現委員の任期満了（平成 31 年 3 月 31 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

市 川 和 美 略 歴

年月	学歴・職歴
平成2年から 現在まで	就農

議案第 24 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市本郷 4 5 5 6 番地

氏 名 大 矢 美知子

生年月日 昭和 42 年 1 月 12 日

提案理由

現委員の任期満了（平成 31 年 3 月 31 日）に伴い、再任命したいため

(参 考)

大 矢 美知子 略歴

年月	学歴・職歴
平成12年から 現在まで	就農
平成23年 2 月から 現在まで	認定農業者
平成27年 3 月から 平成28年 2 月まで	みんとくらぶ会長
平成28年 4 月から 現在まで	海老名市農業委員会委員

議案第 25 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市杉久保南四丁目 15 番 5 号

氏 名 金 指 満

生年月日 昭和 25 年 9 月 6 日

提案理由

現委員の任期満了（平成 31 年 3 月 31 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

金 指 満 略歴

年月	学歴・職歴
昭和45年から 現在まで	就農
平成13年3月から 平成14年2月まで	杉久保生産組合長
平成15年3月から 平成16年2月まで	杉久保生産班長
平成21年3月から 平成22年2月まで	杉久保生産班長
平成26年3月から 平成27年2月まで	杉久保生産組合長

議案第 26 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市大谷南三丁目 19 番 32 号

氏 名 小 島 富士男

生年月日 昭和 28 年 11 月 19 日

提案理由

現委員の任期満了（平成 31 年 3 月 31 日）に伴い、再任命したいため

(参 考)

小 島 富士男 略歴

年月	学歴・職歴
昭和57年から 現在まで	就農
平成24年3月から 平成25年2月まで	大谷生産組合長
平成28年4月から 現在まで	海老名市農業委員会委員

議案第 27 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市中野三丁目 20 番 30 号

氏 名 清 水 澄 雄

生年月日 昭和 22 年 7 月 4 日

提案理由

現委員の任期満了（平成 31 年 3 月 31 日）に伴い、再任命したいため

(参 考)

清 水 澄 雄 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和42年から 現在まで	就農
平成19年9月から 現在まで	認定農業者
平成26年4月から 平成28年3月まで	海老名市園芸協会会長
平成28年4月から 現在まで	海老名市農業委員会委員

議案第 28 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市中野一丁目 16 番 20 号

氏 名 新 戸 和 夫

生年月日 昭和 27 年 1 月 28 日

提案理由

現委員の任期満了（平成 31 年 3 月 31 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

新 戸 和 夫 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和48年から 現在まで	就農
平成21年7月から 現在まで	認定農業者
平成22年3月から 平成27年2月まで	中野生産組合長
平成28年4月から 現在まで	海老名市農地利用最適化推進委員

議案第 29 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市大谷南四丁目 20 番 1 号

氏 名 鈴 木 守

生年月日 昭和 24 年 3 月 11 日

提案理由

現委員の任期満了（平成 31 年 3 月 31 日）に伴い、再任命したいため

(参 考)

鈴 木 守 略 歴

年月	学歴・職歴
平成7年10月から 平成27年11月まで	海老名市議会議員
平成13年11月から 平成14年11月まで	海老名市農業委員会委員
平成20年11月から 平成21年11月まで	海老名市農業委員会委員
平成23年11月から 平成24年11月まで	海老名市農業委員会委員
平成25年11月から 平成26年11月まで	海老名市農業委員会委員
平成28年4月から 現在まで	海老名市農業委員会委員

議案第 30 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市柏ヶ谷 7 3 7 番地

氏 名 竹 内 章 人

生年月日 昭和 41 年 7 月 13 日

提案理由

現委員の任期満了（平成 31 年 3 月 31 日）に伴い、再任命したいため

(参 考)

竹 内 章 人 略 歴

年月	学歴・職歴
平成20年から 現在まで	就農
平成21年3月から 現在まで	認定農業者
平成28年4月から 現在まで	海老名市農業委員会委員

議案第 3 1 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市中新田二丁目 1 9 番 7 号

氏 名 波多野 寛

生年月日 昭和 2 7 年 1 2 月 1 5 日

提案理由

現委員の任期満了（平成 3 1 年 3 月 3 1 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

波多野 寛 略歴

年月	学歴・職歴
平成20年から 現在まで	就農
平成26年3月から 平成27年2月まで	中新田生産班長
平成30年3月から 平成31年2月まで	中新田生産班長

議案第 3 2 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市上郷 4 1 5 番地

氏 名 深 澤 伸 治

生年月日 昭和 2 9 年 7 月 2 4 日

提案理由

現委員の任期満了（平成 3 1 年 3 月 3 1 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

深 澤 伸 治 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和52年から 現在まで	就農
平成11年 1 月から 現在まで	認定農業者
平成21年 3 月から 平成22年 2 月まで	上郷生産組合長

議案第 33 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市本郷 5 2 1 6 番地

氏 名 二 見 務

生年月日 昭和 33 年 6 月 19 日

提案理由

現委員の任期満了（平成 31 年 3 月 31 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

二 見 務 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和52年から 現在まで	就農
平成6年3月から 平成7年2月まで	本郷西生産班長
平成10年8月から 平成12年7月まで	海老名市園芸協会トマト部会部会長
平成16年3月から 平成17年2月まで	本郷西生産組合長

議案第 3 4 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市河原口二丁目 4 番 1 5 号

氏 名 松 島 淳 一

生年月日 昭和 3 8 年 4 月 2 6 日

提案理由

現委員の任期満了（平成 3 1 年 3 月 3 1 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

松 島 淳 一 略 歴

年月	学歴・職歴
平成20年から 現在まで	就農
平成25年 3 月から 平成26年 2 月まで	河原口生産組合長

議案第 35 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市上河内 1047 番地

氏 名 宮 臺 功

生年月日 昭和 23 年 6 月 8 日

提案理由

現委員の任期満了（平成 31 年 3 月 31 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

宮 臺 功 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和46年から 現在まで	就農
平成26年3月から 平成27年2月まで	上河内生産組合長

議案第 36 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市今里一丁目 10 番 30 号

氏 名 守 屋 福 夫

生年月日 昭和 29 年 10 月 20 日

提案理由

現委員の任期満了（平成 31 年 3 月 31 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

守 屋 福 夫 略 歴

年月	学歴・職歴
平成10年から 現在まで	就農
平成26年 3 月から 平成28年 2 月まで	今里生産組合長
平成28年 4 月から 現在まで	海老名市農地利用最適化推進委員

平成30年度海老名市一般会計等補正予算（別冊）

議案第37号 平成30年度海老名市一般会計補正予算（第7号）

議案第38号 平成30年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第39号 平成30年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成31年度海老名市一般会計等予算（別冊）

議案第40号 平成31年度海老名市一般会計予算

議案第41号 平成31年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算

議案第42号 平成31年度海老名市介護保険事業特別会計予算

議案第43号 平成31年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第44号 平成31年度海老名市公共下水道事業会計予算

平成31年第1回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期31日間

月 日	曜日	種 別	内 容	開 議 時 刻
2月25日	月	本会議	開会、諸報告、議案審議、 委員会付託	午前9時30分
3月1日	金	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時
3月6日	水	委員会	総務常任委員会	同
3月7日	木	委員会	文教社会常任委員会	同
3月8日	金	委員会	経済建設常任委員会	同
3月13日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
3月14日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
3月18日	月	委員会	総務常任委員会（予算審査）	同
3月19日	火	委員会	文教社会常任委員会（予算審査）	同
3月25日	月	委員会	経済建設常任委員会（予算審査）	同
3月27日	水	本会議	委員会報告、議案審議、 閉会	午前9時30分